

科目名称 (Course Title)				担当教員(Instructor)	
民法				桜沢 隆哉	
開講学期 (Semester)	単位数 (Credits)	履修年次 (Requirement)	授業形態 (Class Type)	受講定員の有無 (Maximum Enrollment)	授業公開 (Workshop Class)
前学期	2 単位	2 年次	講義	有 (— 名) ・ 無	科目等履修 ・ 聴講
授業の概要 (Course Description)					
民法は、講学上、一般的に「財産法」と「家族法」とに分けられ、前者は、民法の全体に関する通則である「総則」、人の物に対する支配関係を規定する「物権」、物の交換価値を支配関係を規定する「担保物権」と、特定の人に対する権利である債権の性質、発生・消滅原因についてのプロセスを規定する「債権総論」、「債権各論」、「不法行為・事務管理・不当利得」からなり、後者は人の家族関係について規定する「親族」、「相続」からなる大法典である。このような大法典を15回の講義の中ですべて網羅することは困難であるので、民法の全体像（どのようなルールがあるのか）ということと、民法の基本的な考え方（どのような法律関係なのか）を学び、具体的なわれわれの社会生活とのつながりを意識することができるよう努めたい。					
授業の到達目標 (Course Objectives)					
この講義は、民法の法律関係に対するイメージを補い、広げ、深めるために役立つものとしていくことを目標とします。具体的には、①民法の基本的な考え方についての基礎知識を身につけ、②授業内容について、自分の言葉で説明できるようになること、③社会に生じている／生じ得る様々な問題について、民法が社会で果たす／果たすことのできる役割を理解し、民法とのつながりを理解できることを目指します。					
授業計画 (Course Schedule)					
第 1 回	ガイダンス、民事法と民法：民法典の構成、基本的考え方、および全体像を概観する。				
第 2 回	民法総則①：意思表示と法律行為、制限行為能力者等の基本概念について学ぶ。				
第 3 回	民法総則②：代理、法律関係の無効と取消、時効などの問題について学ぶ。				
第 4 回	物権法①：物権の種類、所有権等の各種物権および物権の侵害に対する問題を学ぶ。				
第 5 回	物権法②：物権の取得や喪失（物権変動）と対抗問題について学ぶ。				
第 6 回	債権法①：債権法のうち、「契約」に共通する基礎的なルールについて学ぶ。				
第 7 回	債権法②：債権法のうち、「契約」についての具体的なルールについて学ぶ。				
第 8 回	債権法③：債権法のうち、「不法行為」「事務管理」「不当利得」のルールについて学ぶ。				
第 9 回	債権法④：債権法のうち、債権の種類、性質、債権の発生原因について学ぶ。				
第 10 回	債権法⑤：債権法のうち、ルール違反が起きた場合や財産を保全するためのルールを学ぶ。				
第 11 回	債権法⑥：保証等の多数当事者間の債権関係、債権譲渡のほか債権の消滅原因について学ぶ。				
第 12 回	物権法③：物権の中でも第10・11回と関連の深い、担保物権法のルールを学ぶ。				
第 13 回	親族法：われわれの家族関係についてのルール（婚姻・離婚・成年後見制度）について学ぶ。				
第 14 回	相続法：われわれの家族関係の承継についてのルール（相続・遺言等）について学ぶ。				
第 15 回	まとめと全体のふりかえり：これまでの内容を振り返って、民法と生活関係をつなげる。				
授業時間外学習 (Supplementary Activities)					
毎回、新聞記事等の資料をレジメとともに配布しますので、資料等を読みながら授業の内容を振り返って、自分自身の考えや問題点を把握するよう努めてください。					

成績評価の方法と基準(Grading)	
評価方法 (割合)	評価基準
期末試験 (60%) 課題 (30%) 上記以外の平常点評価 (10%)	基本的な概念に関する知識が身についているか、また講義で扱ったテーマを理解し、自分の言葉で記述することができるか、について評価します。 授業内容への質問等のコメント、各回の授業に関して課す小レポート 日常的な授業における取組状況を評価します。
テキスト (Textbook)	【書名】 『民法法入門〔第7版〕』 【著者】 野村豊弘 【出版社】 有斐閣 【出版年】 2017年
参考書・資料等 (Supplementary Reading)	各回のテーマにあわせて新聞記事等の資料を適宜配布する。
備考 (Other Information)	3分の1以上 (5回以上) の欠席は、単位不可とする
教員との連絡方法 (Contact With Instructor)	授業の前後における質問および緊急の場合等のメールアドレスは授業内でお知らせする。